

令和7年度版

福祉サービス のしおり

令和7年4月

湯 沢 町

目次

1、医療費の助成等に関するもの	P1
2、障がいの手帳交付	P2
3、手当に関するもの	P3
4、福祉用具に関するもの	P4
5、生活の支援に関するもの	P5～7
6、サービス・介護に関するもの	P8
7、その他	P9
8、温泉プール・温泉浴室について.....	P9
9、補助(助成)金や祝い金に関するもの ...	P10
10、公共料金等に関するもの	P11～12

1. 医療費の助成等に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体	重度心身障害者 医療費助成 (県障)	以下のいずれかの手帳の交付を受けている方 ・ 身体障害者手帳 1～3級 ・ 療育手帳 A ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級	対象となる障害者に対して医療費受給者証を交付し、保険適用分の自己負担額を軽減します。	
知的			○自己負担上限(医療機関ごと) ・通 院：1回530円 (月5回目から無料) ・入 院：1日1,200円 ・訪問看護：1日250円 ・調 剤：無料 *18歳到達の年度末までの方の通院・入院の自己負担は無料となります。	
精神			※注意※ ・受給者証の適用は新潟県内のみです。 新潟県外の医療機関を受診した場合は、一旦医療費を支払い、後日福祉介護課窓口にて償還払いの手続きを行ってください。 ・前年の所得額(1月から8月までに申請する場合は前々年の所得額)によっては、助成が受けられないことがあります。	
身体	自立支援医療費 (更生医療)	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方	障がいの除去または軽減することを目的として、指定医療機関での医療の給付を行います。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
身体	自立支援医療費 (育成医療)	身体に障がいがあるか、またはその障がいを残すと認められる18歳未満の児童	対象となる障がいは、視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器、ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の各部位の障がいと、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全です。 更生医療は18歳以上の方、育成医療は18歳未満の方が対象となります。	
精神	自立支援医療費 (精神通院医療)	自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けた方	指定医療機関で精神疾患の通院治療を受けた際の医療費の負担を軽減します(医療保険適用外の費用は対象となりません)。	
精神	精神障がい者の 医療費助成	・ 自立支援医療(精神通院)の受給を受けている方 ・ 精神障がいにより精神科の病院へ入院が必要な方	精神疾患の治療に要した医療費自己負担の一部を助成することにより、疾病の治療を継続して再発の防止を図ります。 医療機関受診後、申請により精神疾患の治療に要した医療費(保険適用分)の1/2を助成します。	南魚沼保健所 (地域保健課) 025-772-8137
身体	特定医療費 (指定難病)	原因が不明で治療法が確立していない特定疾患に罹患した方	指定難病(特定疾患)に罹患した場合、治療に必要な医療費を支給します。詳しくは南魚沼保健所へお問い合わせください。	
身体	小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童(認定後は20歳未満まで延長できます)。	特定疾病に罹患した場合、治療に必要な医療費を支給します。詳しくは南魚沼保健所へお問い合わせください。 対象となる疾患(各疾病ごとに基準あり) 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患	

2. 障がいの手帳交付

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
身体	身体障害者手帳	身体に一定の障がい有する方	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、肢体、内部障がい等の障がい程度等級1～6級に該当する方に身体障害者手帳を交付します。 身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、同法の適用者である証となり、各種の福祉サービスを受ける際に必要になります。 申請書に身体障害者福祉法に定める指定医が作成した診断書・意見書、その他必要書類を添付して申請します。	
知的	療育手帳	右の内容に該当する方	知的障害者福祉法に基づき交付されるもので、知的障がい児・者が各種のサービスを受けるために必要となる手帳です。障がいの程度により2つの等級A(重度)とB(中、軽度)があります。 ・等級A(重度) ・知能指数がおおむね35以下で日常生活において介助または看護を必要とする方 ・肢体不自由、盲、ろうあ等の障がい有し、知能指数がおおむね50以下であって日常生活において介助または看護を必要とする方 ・等級B(中・軽度) ・等級Aに該当しない方 申請書に必要書類を添付の上で申請します。申請後、別に指定される日に児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
精神	精神障害者 保健福祉手帳	・精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活の制約がある方 ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がい等がある方	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、精神障がい者向けの各種のサービスを受けるために必要となる手帳です。 申請書に医師の診断書または精神障がいを支給事由とする障害年金の証書を添付して申請します。	

3. 手当に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体	特別障害者手当 障害児福祉手当	身体または精神に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方	医師の診断書、所得状況届、戸籍謄本などを添えて申請します。	
知的			令和7年4月からの支給額は以下のとおりです。 ・特別障害者手当(20歳以上): 月額 29,590円 ・障害児福祉手当(20歳未満): 月額 16,100円	
精神			【注】所得が一定額以上の場合や施設に入所した時は支給停止になります。特別障害者手当については、3か月を超えて病院に入院した場合も支給停止になります。	
身体	特別児童扶養手当	精神または身体(内科的疾患を含む)に一定の障がいがある児童を扶養している方	障がいがある児童の福祉の増進を図るための手当です。対象児童が20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にあるときに、身障手帳または療育手帳、医師の診断書、戸籍謄本、住民票を添えて申請してください。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
知的			令和7年4月からの支給額は以下のとおりです。 1級: 月額 56,800円 2級: 月額 37,830円	
精神			【注】所得が一定額以上の場合や施設に入所した時は支給停止になります。	
身体	心身障害者 扶養共済	〈加入者〉65歳未満 〈対象者〉知的障がい者、身体障がい者1～3級、精神に永続的な障がいのある方	将来独立自活生活が困難な心身障がい者のため、掛金を出し合い、保護者に死亡等があった時、残された障がい者に年金が支給されます(保護者の相互扶助)。	
知的			加入申込書、住民票、健康告知書、障がい証明書などを添えて申請します。	
精神				
身体	在宅重度重複 障害者介護見舞金	右の内容①・②両方を満たす重度重複障がい者を、在宅で常時介護している保護者	①療育手帳Aの交付を受けている人 ②身体障害者手帳(1級)の交付を受けている方で、次の障害区分ごとの障害が重複している方 視覚障害 1・2級 聴覚障害 1級 肢体不自由 1・2級 内部障害 1級	南魚沼保健所 (地域福祉課) 025-772-8138
知的			上記①・②の両方を満たし、施設に入所することが困難な在宅重度重複障がい者を常時介護する保護者に介護見舞金を月2万円支給します。 【注】所得が一定以上の場合には対象となりません。	

4. 福祉用具に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体	補装具の購入・修理	・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・難病患者の方	身体障害者手帳の内容及び程度によって、補装具の購入や修理にかかる費用の支給を受けられます。自己負担額は原則として、補装具ごとに定められた基準額の1割負担となります。 ・補装具の具体例 義肢、装具、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置 他	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
身体 知的	日常生活用具の給付	身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方で、要綱に定める基準を満たしている方	障がいの内容および程度に応じて、生活上必要な用具等の給付を受けることができます。自己負担額は原則として、要綱に定められた基準額の1割負担となります。 ・日常生活用具の具体例 特殊便器、特殊寝台、盲人用時計、ネブライザー、たん吸引器、入浴補助用具、歩行支援用具、体位変換器、ストマ用装具 他	
18歳以上	難聴者補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の軽・中等度の難聴者	対象者が補聴器(本体・付属品)を購入する場合に、その費用の一部を助成します。助成は原則として、装用効果の高い耳1台分に対して行います。 助成額及び上限は次の通りです。 ・生活保護世帯及び町県民税非課税世帯 … 補聴器購入費の全額(上限:5万円) ・町県民税課税世帯 … 補聴器購入費の1/2(上限:3万円)	
18歳未満	軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽・中等度の難聴児	対象者が補聴器(本体・付属品)を購入する場合に、その費用の一部を助成します。助成は原則として、装用効果の高い耳1台分に対して行います。 助成額は、実際の補聴器の金額と要綱に定める基準額を比較し、少ない方の額に2/3を掛けた金額となります。	湯沢町 社会福祉 協議会 025-784-4111
高齢 身体	車いす等貸出事業	介護保険サービス、障がい福祉サービスで対応できない方	車いす・ポータブルトイレ・シャワーチェア等が必要な方で、介護保険で対応できない方に無償で貸出します(一時的使用のみの貸出となります)。	
高齢	徘徊高齢者等探知機器導入促進事業	認知症や知的障害、精神障害、外傷性疾患の影響で徘徊行動が見られる方を介護する家族または親族の方	GPS発信機能を有し、居場所を特定できる装置の導入費用の1/2(上限:2万円)を補助します。	福祉介護課 介護保険係 025-784-4560

5. 生活の支援に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
高齢 身体	緊急通報装置の貸与	・概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者 ・身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障がい者 ・概ね70歳以上の者のみの世帯に属する者で町長が特に必要と認める者	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安心した生活を送るために緊急通報装置の貸与をします。 急病や怪我で身動きが取れず自ら通報できなくなった場合に備えて、自動的に通報してくれる追加感知装置を貸与することもできます。 【注】追加感知装置の貸与には年額2,400円の自己負担が必要です。	福祉介護課 福祉係
高齢 身体 精神 知的	救急医療情報キットの配布	・65歳以上のひとり暮らし ・65歳以上のみの世帯 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持の単身者または他の世帯員が65歳以上のみの世帯	「かかりつけ病院」「持病」「飲んでいるお薬」「緊急連絡先」などの情報を記入したシートを専用の容器に入れておき、救急車を呼んだ際に救急隊員や病院の適切で素早い対応に役立てるものです。 1世帯に1つ無償で配布します。	025-784-4560
高齢 その他	安心・安全・見守りネット事業	湯沢町に住民登録がある高齢者や障がい者等で見守りが必要な方	おおむね週1回見守り訪問員が訪問し、言葉かけを行い健康状態の確認等を行います。 訪問結果を湯沢町の保健師と共有し、連携して必要な対応を行います。	湯沢町 社会福祉協議会 025-784-4111
高齢 その他	看護師等による訪問事業	一人暮らしや高齢者等で、軽度認知症があるなど、必要なサービスや支援利用をされていない方	看護師・介護士等の専門職の訪問により軽い運動・会話・軽作業などを通じて関係作りを行い、認知症予防・外出・交流事業・家族支援等のサービスにつなげます。	湯沢町 地域包括支援センター 025-784-3000
高齢 身体	配食サービス	おおむね65歳以上の単身の高齢者・高齢者のみの世帯等及び心身の障がい・傷病等の理由により、調理が困難な方、栄養の改善が必要と判定された方	週2回(月・木曜日)夕食のお弁当をお届けし、健康維持とボランティアの声かけによる安否の確認を行います。1食200円の本人負担が必要です。	申請窓口： 福祉介護課 福祉係 025-784-4560 事業実施者： 湯沢町 社会福祉協議会 025-784-4111
高齢 身体 知的	家族介護用品の支給	・概ね60歳以上の寝たきり者で、常時紙おむつを使用している方 ・重度心身障がいのある方 ・入院、入所で常時紙おむつを使用している方(入院は医療入院に限り、おむつ等の費用が介護保険の対象になっている方は除きます) ・要介護4以上の認定を受けている方	月額4,000円分の介護用品引換券4ヵ月分を年3回支給します。 ○引き換えができる品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、消臭剤、清拭剤、お尻ふき、口腔ケア用品、とろみ調整剤、布団汚れ防止シート、介護用使い捨てエプロン、ポータブルトイレ用敷きパッド ○引き換えができる店舗 金生堂薬局、栄屋、トリム薬局湯沢店、中信薬局、和光薬品、コメリホームセンター湯沢店、ドラッグセイムス湯沢店、マツモトキヨシ越後湯沢駅前店	申請窓口： 福祉介護課 福祉係 025-784-4560 事業実施者： 湯沢町 社会福祉協議会 025-784-4111

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
高齢 身体 その他	住宅除雪援助事業	・ 70歳以上の高齢者世帯 ・ 全員が身体障害者手帳1～4級の交付を受けている世帯 ・ 母子世帯、その他要援護と認められる世帯	障がい、高齢等で労力的かつ経済的に自力で除雪できない世帯に除雪費用の援助を行います。助成額は最大積雪深等により年度ごとに決定します(支給にあたっては、業者などからの除雪経費の領収書(写)の提出が必要となります)。 【注】町民税課税世帯や、親族等からこの事業と同等の援助を受けることができる世帯は対象になりません、また営業を行っている家屋・空屋も対象になりません。	申請窓口： 福祉介護課 福祉係 025-784-4560 事業実施者： 湯沢町 社会福祉 協議会 025-784-4111
高齢 身体 知的 精神的	長期入院入所者援助事業	・ 年齢65歳以上の者で医療で病院に入院している方 ・ 老人保健施設に入所している方 ・ 介護医療院に入所している方 ・ 障がい児者で入院入所している方(入所前湯沢町に住所があった方) ・ 盲・聾唖学校高等部に就学中の方(入所前湯沢町に住所があった方) 上記のいずれかに該当し、1年以上(期間:1月1日～12月31日)入院、入所している方	1年以上(期間:1月1日～12月31日)の長期入院入所者に対し、日用品費の一部を助成し、家族の経済的負担を軽減します。毎年1月中の申請が必要となります(単年度ごと)。 ・ 助成額 : 年額30,000円	湯沢町 社会福祉 協議会 025-784-4111
高齢 身体 知的	在宅寝たきり者等介護手当支給事業	・ 右の内容の①～③の各号のいずれかに該当する要介護者と生計を一にし、在宅で介護している方 *在宅重度重複障害者介護見舞金を受給している方は対象外	下記のいずれかに該当する要介護者と生計を一にしている在宅介護者に対して、月額10,000円を年2回に分けて支給します。 ① 概ね70歳以上の介護が必要な方で「障がい老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」のB1～C2の方、または「認知症老人の日常生活自立度判定基準」のⅢa～Mの方 ② 重度心身障がいのため、常時介護を必要とする方(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1・2級の者) ③ その他、心身の状態や在宅での介護状況等から町長が特に必要と認めた者 【注】 *要介護者が転出や死亡によるほか、入院入所等で在宅介護を行った日数が月の15日未満の場合は該当月分の支給を行いません。 *要介護者が世帯に複数名いる場合でも、1世帯につき1人のみの支給となります。 *特別障害者手当受給者を介護されている方も併給が可能です。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
その他	湯沢町ひとり暮らし等安心登録サービス事業	湯沢町でひとり暮らしされている方(湯沢町に住所がある方) *同居家族がいる方でも、障がいや病気等で家族による緊急対応ができない場合は対象	万が一の時、警察や消防、医療機関などからの問い合わせに対し、登録情報の開示や緊急連絡先への連絡を行います。 【注】町が照会なしに情報を開示したり、その他の支援をする制度ではありません。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
その他	地域活動支援センターⅠ型（コスモス）	湯沢町に住所がある障がい者等で、日ごろ出歩く機会が少ない方、話をしたり交流の機会を持ちたい方	・月4回（木曜日）、10時～15時、湯沢公民館和室にて実施。 ・障がい者の社会交流の促進を目的とした様々な創作的活動（手芸、調理等）の提供、地域の障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行います。	申請窓口： 福祉介護課 福祉係 025-784-4560 事業実施者： 相談支援センター みなみうおぬま 025-770-1331
その他	湯沢つながり隊	町内にお住まいの高齢者、障がい者または子育て中の社協会員の方 ※ 一人暮らし、高齢者世帯で家族・親族に支援できる人がいない。 ※ 自分でしたくても出来ない状況。 ※ 地域に手助けを頼める人がいない。	家事支援（掃除、買い物など）や外出支援（通院の手続き介助、外出の見守り）、見守り留守番、話し相手、簡易な草取りなど生活の支援を行います。 ・1時間 400円、簡易な作業（ごみ出し等）は15分 100円 ・午前7時30分から午後6時までの間で、相談して行います。 詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。	
高齢 身体 知的 その他	歳末助け合い慰問事業	住民税所得割非課税世帯であり、以下のいずれかに該当する世帯。 ・低所得、生活困窮世帯 ・母子、父子世帯 ・障害者、要介護世帯 ・75歳以上の高齢者世帯	民生委員が訪問し、相互扶助と地域福祉の増進を図ります。赤い羽根共同募金の歳末たすけあい募金を活用し、1世帯5,000円 of 金券（福祉券）を援助します。	湯沢町 社会福祉 協議会 025-784-4111
その他	小口資金の貸付	・低所得世帯 ・母子父子、交通遺児世帯等	・小口緊急のつなぎ資金 上限3万円 ・町内にお住まいの保証人、民生委員の確認が必要。	
その他	ふれあいサロン	湯沢町に住所がある障がい者等で、日ごろ出歩く機会が少ない方、話をしたり交流の機会を持ちたい方	自主製品の作成や簡単な作業、調理を行います。その他、バス旅行やクリスマス会等の行事も行います。 ・開催日 月4回（毎週火曜日）10時～15時 ・場所 湯沢公民館和室 ・参加費 50円/回 （行事の際は別途費用がかかることもあります。）	
高齢 知的 精神	日常生活自立支援事業	認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で福祉サービスの利用について自身の判断に不安のある方	・福祉サービスの利用援助、日常的なお金のおし入れ、大切な書類等のお預かりをします。 利用料：1回1時間 1,200円 （1時間を超過後は30分ごとに400円）	湯沢町 社会福祉 協議会 （新潟県社協受託事業） 025-784-4111
その他	生活福祉資金貸付事業	・低所得世帯 ・障がい者世帯 ・高齢者世帯 上記のいずれかであって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯	・各種資金の貸付と民生委員による必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立等を図り、安定した生活を送れるように援助する。（新潟県社協の制度。現状を詳しくお聞かせいただきます。）	

6. サービス・介護に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
高齢	介護保険サービス	寝たきり、認知症などで常に介護が必要な方や日常生活に支援が必要な方で介護認定を受けた方	介護保険サービスを必要とする方に様々なサービスを行います。自己負担は原則として1割負担です(一定以上の所得者は2割または3割負担です)。 ○主なサービス ・ホームヘルパーやデイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームなどの利用。 ・車椅子や特殊寝台などの貸与、福祉用具の購入費や手すり取付け、段差解消などの住宅改修費の支給など。	福祉介護課 介護保険係 025-784-4560
身体 知的 精神	障がい福祉サービス	・身体障がい者の方 ・知的障がい者の方 ・精神障がい者の方 ・障がい児の方 ・難病患者の方	障がい福祉サービスを必要とする方に様々なサービスを行います。自己負担は原則として1割負担です。 ○主なサービス 居宅介護(ホームヘルプ)、生活介護、短期入所(ショートステイ)、グループホーム、施設入所、就労移行支援、就労継続支援などの利用支援。	
児童	児童通所支援	次のいずれかに当てはまる原則18歳までの児童が対象となります。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳が交付されている児童 ・特別児童扶養手当の受給対象となっている児童 ・対象児童にかかる意見書等により、支援が必要と判断された児童	施設への通所により、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練、集団生活への適応訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行います。 サービス内容は、主に未就学児を対象とした「児童発達支援」、学校(幼稚園・大学を除く)に就学している原則6～18歳の児童を対象とした「放課後等デイサービス」があります。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
高齢	緊急居宅介護支援	おおむね65歳以上で、緊急に生活介護の支援を要する方	介護保険外の町単独のサービスで、在宅で介護をしている方が、葬祭や傷病、事故などで介護ができなくなった場合に支援します。 ホームヘルプ、デイサービス、短期入所があり、費用は介護保険で定める費用の2割が自己負担となります。	
高齢	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度	介護保険サービス利用者であって町民税非課税世帯の方(町の要綱の要件を満たす者)	・特別養護老人ホームに入所している方や、ホームヘルパー・デイサービスを利用している方で、介護サービスの利用促進の為に社会福祉法人等による利用者負担の軽減をします。	福祉介護課 介護保険係 025-784-4560 軽減実施主体： 各事業所

注意：40歳以上の障がい者で、介護保険の特定疾病に該当する方など、介護保険と障がい福祉サービスの両方に該当する方は、原則的に介護保険でのサービス適用が優先になります。

7. その他

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
高齢 身体 知的 精神	健康増進施設 送迎バス運行 (福祉バス)	・町内に住所を有する65歳以上の 自力で乗降できる高齢者及び 身体・知的・精神障がい者	健康増進施設から遠距離の地区に無料送迎 バスを運行しています。 ・毎週火曜日 湯沢、三国方面 ・毎週木曜日 土樽、旭原方面 【注】祝日及び年末年始は運行しません。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
高齢 身体 知的 精神	高齢者等 路線バス運賃 助成事業	町内に住所を有し、次のいずれかに 該当する方 ・運転免許証を保有していない 満65歳以上の者 ・運転免許証を保有していない 身体障害者手帳、療育手帳または 精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている者	運転免許証を保有していない高齢者および障がい 者が町内を運行する定期路線バス(4路線)につい て、どの区間も乗車一回につき一律100円でご利 用できるようになります。 対象路線については、以下の定期路線のみとなり ます。 ①苗場線 ②大源太線 ③土樽線 ④六日町線・森宮野原線(※) ※ 対象区間は、湯沢駅前～石打ハツカ石口	
高齢 身体 知的 精神	新潟県 おもいやり 駐車場制度	次のいずれかに該当する方で、なおかつ 歩行困難または歩行に配慮が必要な方 ・身体・知的・精神障がい者 ・発達障がいのある者 ・難病患者 ・高齢者(要支援1以上) ・妊産婦 (母子手帳をお持ちで産後1年半まで) ・その他けが人または病気等の者	障がいがある方、高齢者、妊産婦の方等で、 なおかつ歩行が困難な方に、障がい者等用駐車 スペースを利用するための利用証を交付します。 「おもいやり駐車場」の案内表示看板が設置されて いる協力施設(ショッピングセンター等)の駐車場で ご利用いただけます。 【注】該当区分ごとに交付基準や利用期限が異なり ますので、詳しくはお問い合わせください。	

8. 温水プール・温泉浴室について

・一般利用に関しては、有料です。ただし、65歳以上の高齢者・障がい者・小学生は、町共同浴場入浴会員証を提示すると割引になります。 ・75歳以上の町共同入浴会員のうち、湯沢町に住所を有する方は無料となります。 詳しくは、健康増進係までお問い合わせください	健康増進課 健康増進係 025-784-3149
--	--------------------------------

9. 補助(助成)金や祝い金に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
高齢	高齢者・障がい者向け 住宅整備補助 事業	・介護保険の要介護、要支援の 判定を受けている方＊ (基準額上限30万円) ＊介護保険制度上の住宅改修費が 20万円を超えた場合のみ利用 できます。 ・身体障害者手帳1・2級、療育 手帳Aの交付を受けている方 (基準額上限50万円)	高齢者や障がい者等が住み慣れた住宅で 安心して自立した生活を送れるよう、住宅の 改造費の一部を補助します。 ・対象となる工事 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の改造、 ホームエレベータや階段昇降機の設置な ど。 ・補助額 ・生活保護世帯 基準額 ×10/10 ・所得税非課税世帯 基準額 ×3/4 ・その他世帯 基準額 ×1/2 【注】対象者の世帯員の前年の収入が600万 以上の場合は対象外となります。 【注】重度身体障がい者の日常生活用具の住 宅改修給付に該当する場合は、基準額30万 円となります。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
身体				
知的				
身体	身体障がい者用 自動車改造等助成 事業	・本人運転の場合 身体障害者手帳1・2級所持者 または運転免許証に改造の要件 の記載の方(上限10万円) ・介護者運転の場合 自ら自動車を運転できない車いす 利用者が購入等により社会参加 が見込まれる身体障害者手帳 1・2級所持者がいる世帯 (上限60万円)	身体障がい者の社会参加と福祉の増進を目的とし、身体障がい者用に改造された自動車の購入や所有する自動車の移乗装置の改造に要する経費の一部を補助します。 本人運転の場合は、改造に要する経費、介護者運転の場合は、自動車の移乗装置の改造または移乗装置付きの自動車購入の経費(同種の標準型車両購入費との差額分)が基準額となり、世帯区分に応じた割合(非課税世帯2/3、課税世帯1/2)を乗じた額を助成します。 【注】所得が一定額以上の場合は補助が受けられません。	
身体	身体障がい者 自動車運転免許 取得費助成事業	自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる、身体障害者手帳1～4級所持者	自動車運転免許の取得に直接要した費用の2/3を助成します(限度額10万円)。	
高齢	敬老会事業	75歳以上	多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いします。 ・75歳以上・・・式典出席、祝品 ・88歳(米寿)・・・1万円 ・100歳……………5万円 ・101歳以上・・・式典出席、祝品 【注】当年度に対象年齢を迎えられる方で開催日を基準日として贈呈いたします。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560 湯沢町 社会福祉 協議会 025-784-4111
その他	母子父子等 福祉事業	母子、父子または祖父母と18歳未満の子供で構成されている世帯	小学校入学及び中学校卒業時に、祝金として1人当たり5,000円をお贈りします。	湯沢町 社会福祉 協議会 025-784-4111

10. 公共料金等に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体 知的 精神	心身障がい者 タクシー利用料金 助成	以下のいずれかの手帳の交付を受けている方 ・ 身体障害者手帳 1～3級 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	申請により、対象となる障がい者に対して1枚当たり500円のタクシー利用券を交付します。利用券の交付枚数は、申請時期に応じて以下の通りとなります。 ・交付枚数(年度ごと) ・6月までの申請 … 24枚 ・7月～9月の申請 … 18枚 ・10月～12月の申請 … 12枚 ・1月～3月の申請 … 6枚 ご利用いただけるタクシー会社等につきましては、福祉係へお問合せください。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
身体	人工透析等通院 交通費助成	人工透析を受けている自立支援医療(更生医療)受給者	人工透析を行うために通院した場合、最寄りの駅から医療機関までの公共交通機関を利用したものとみなし、その交通費の1/2(上限2万円)を助成します。	
知的 精神	障がい者施設通所 交通費助成	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方で、障がい者施設に通所した方	障がい者施設へ公共交通機関を利用して通所したとき、通所に要した交通費の1/2を助成します。	
精神	精神障がい者通院 交通費助成	自立支援医療(精神通院)受給者	通院治療のために実際に支払った鉄道普通運賃とバス料金の1/2(月上限1万円)を助成します。	
高齢 身体	介護タクシー 利用料金助成	次のすべてに該当する方 ①町内に住所を有し、かつ居住している方 ②要介護4以上の方で在宅の要介護者 ③入退院および通院等でやむを得ず介護タクシーの利用が必要な方 ④生活保護など他の制度で交通費の支給を受けていない方	介護タクシーの利用にかかった費用の1/2(片道利用1回につき上限2万円、月4回まで)を助成します。	福祉介護課 介護保険係 025-784-4560

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体 知的	旅客鉄道運賃の割引	以下の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	各駅の乗車券発売窓口にて乗車券等を購入する際に手帳を提示することで割引を受けることができます。 手帳の障がい等級により、割引される乗車券の種類や利用形態、介護人も含まれるかなどが異なります。詳しくは、各駅窓口にお問い合わせください。	各駅
身体 知的 精神	バス運賃の割引	以下の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	運賃精算時に運転士に手帳を提示することにより普通運賃50%、定期券30%が割引されます(精神障害者保健福祉手帳については、写真付きの手帳でないと割引になりません)。	各バス会社の営業所及び運転士
身体 知的	有料道路の通行料金の割引	・身体障がい者が自ら自動車を運転する場合 ・1種の身体障がい者若しくは重度(療育手帳A)の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合	福祉介護課で手続きを行うことにより有料道路を通行する場合に50%の割引を受けられます。ETCノンストップ走行での割引も受けられます。 【注】ETC時間帯割引や、ETC休日割引等とは重複して受けられません。どちらか安いほうが適用となります。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
身体 知的	航空旅客運賃の割引	以下の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	航空券販売窓口にて航空券を購入する際、手帳を掲示することで割引を受けることができます。割引は、身体障害者手帳等の障がい等級や利用形態により異なります。 詳しくは各航空会社及び旅行代理店などにお問い合わせください。	各航空会社営業所や旅行代理店など
身体 知的 精神	NHK放送受信料の免除	以下の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	申請により、NHK受信料の割引を受けることができます。 ・全額免除 手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税の場合 ・半額免除 以下のいずれかの手帳の交付を受けている方が世帯主で受信契約者の場合 視覚・聴覚障がい者 身体障がい者1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 * 受信料に関する詳しい内容は、NHKふれあいセンター(電話:0570-066-066(午前9時から午後8時))へお問い合わせください。	福祉介護課 福祉係 025-784-4560
身体 知的 精神	携帯電話の割引	以下の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・基本料金の割引を受けることができます。	各携帯電話会社

湯 沢 町 総 合 福 祉 セ ン タ ー

住所：湯沢町大字湯沢 2877 番地 1

※市外局番は025です

☆健康福祉部

福祉介護課	福祉係・介護保険係	TEL 784-4560
-------	-----------	--------------

	地域包括支援センター	TEL 784-3000
--	------------	--------------

健康増進課	健康増進係	TEL 784-3149
-------	-------	--------------

	保健センター	TEL 784-3149
--	--------	--------------

FAX 784-4536

<http://www.town.yuzawa.lg.jp/>

E-mail: hukusi@town.yuzawa.lg.jp

☆ 社会福祉協議会

TEL 784-4111 FAX 785-6661